

倉敷市一般廃棄物処理基本計画

説明資料

令和2年10月27日

倉敷市

【共通編】

1. 計画策定の趣旨（1）背景及び根拠法

【背景】

現計画は、平成22年1月に策定して以降、国の循環型社会形成推進基本計画等との整合性を図りながら、計画を評価・検証して概ね5年ごとに改定を進めてきました。

本計画は、「第四次循環型社会形成推進基本計画」における「質にも着目した循環型社会の形成」を基本に、経済的・社会的側面にも視野を広げた「持続可能な社会づくりとの統合的取組」やその具体的方針などを定め、長期的総合的視野に立った廃棄物行政に資することを目的に改定を行うものです。

【根拠法】

○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条 第1項の規定に基づいて策定

【主要上位計画】

○第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）

○倉敷市第七次総合計画（令和3年3月改定予定）

○倉敷市第三次環境基本計画（令和3年3月改定予定）

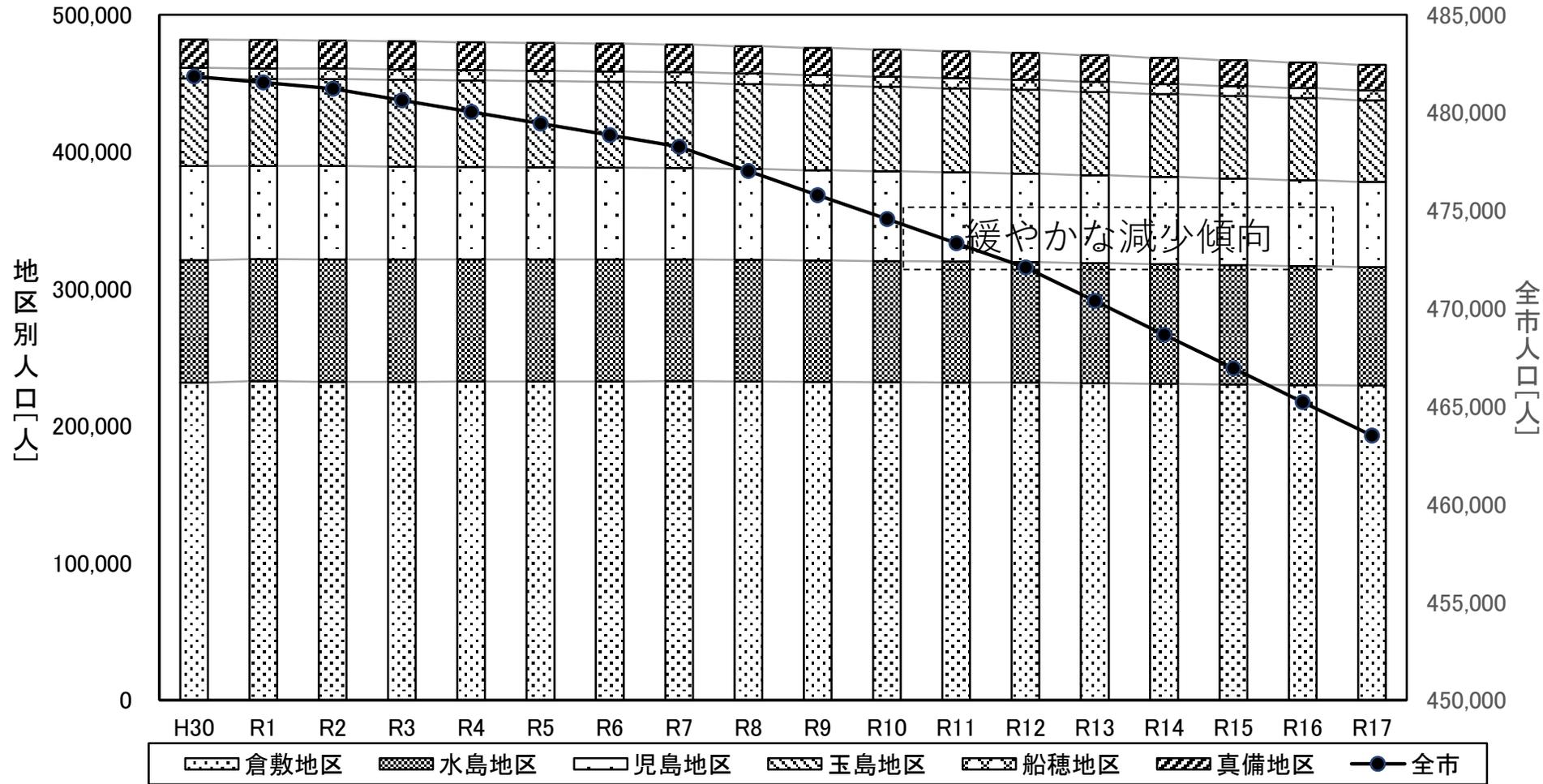
1. 計画策定の趣旨（2） 計画期間

		年度																						
		平成					令和																	
		26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
		倉敷市第六次総合計画 (平成23年度～令和2年度)					倉敷市第七次総合計画 (令和2年度策定予定)										倉敷市第八次総合計画 (予定)							
		倉敷市 第二次環境基本計画 (平成23年度～令和2年度)					倉敷市 第三次環境基本計画 (令和2年度策定予定)										倉敷市第四次環境基本計画 (予定)							
一般廃棄物処理基本計画	改定前	計画策定年度	計画期間(平成27年度～令和11年度)																					
	改定後	計画策定年度	計画開始年度						中間目標年度										計画目標年度					
								計画開始年度										中間目標年度						計画目標年度

計画期間
 令和3年度～令和17年度
 (15年間)

計画目標年度：令和17年度
**中間目標年度：令和7年度
令和12年度**

1. 計画策定の趣旨 (3) 将来人口推計



○全市で令和2年比で約4%減少

○倉敷地区約1%減少、水島地区約3%減少、児島地区約9%減少、玉島地区6%減少、船穂地区約6%減少、真備地区9%減少

【ごみ処理基本計画編】

1. 計画の基本理念及び基本方針（1）基本理念

基本理念：

リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち

本市では、「環境最先端都市」として、国の示す第三次循環型社会形成推進基本計画の方針に基づく、3 R（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）に2 R（Refuse：リフューズ、Regenerate：リジェネレート）を加えて、5 Rの実践を基本理念として取り組んできた。

今後は、第四次循環型社会形成推進基本計画の方針との整合を図り、大量生産、大量消費、大量廃棄型経済における大量リサイクル社会から脱却し、リサイクルよりも、リデュース（発生抑制）やリユース（再使用）の取り組みを優先し、持続可能な循環型社会の構築に向けた軌道修正が求められてる。

市民、事業者その他関係者の連携・協働のもと、5 Rから3 Rに選択・集中して取り組み、持続可能な循環型社会の展開に向けた政策を展開します。

1. 計画の基本理念及び基本方針（2）基本目標

基本目標：

“くらしキック20のさらなる推進”

「くらしキック20」 通称・・・キック20

「くらしき」で「暮らし」の中から「20%」のごみを減量「キック」する目標を表している愛称。

キックとは、市民のごみ減量に対する元気さ（やる気）と、ごみの減量（蹴り飛ばし）を表している。また、キックオフの略語としてごみ減量を始めよう、開始しようという意味も表している。

1. 計画の基本理念及び基本方針（3）基本方針①

基本方針①
市民・事業者・行政の
パートナーシップの醸成

【基本施策1-1】 情報共有の推進
【基本施策1-2】 環境教育の推進

循環型社会の創造に向けて、市民・事業者の一層の理解と協力が得られるよう、積極的な情報提供と3R（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）に関する普及啓発を行います。また、環境教育・環境学習の取り組みを推進し、市民・事業者・行政の連携を強化し、ごみ処理に関する意識を統一して、効率的なごみ減量化、資源化を推進します。

1. 計画の基本理念及び基本方針（3）基本方針②

基本方針② ごみの排出抑制の推進

【基本施策2-1】発生抑制の推進
【基本施策2-2】再使用の推進

これまでのリサイクルを中心とした取り組みから、生産・流通・消費・廃棄といった一連の経済活動の各段階で、無駄をなくし、**ごみになるものを作らない、買わないなどの発生抑制・排出抑制（リデュース：Reduce）と、繰り返し使う（リユース：Reuse）の2Rの取り組みを優先し、ごみを発生させない循環型社会の創造を目指していきます。**

1. 計画の基本理念及び基本方針（3）基本方針③

基本方針③ 循環資源の利用推進

【基本施策3-1】分別の徹底

【基本施策3-2】再生利用の推進

【基本施策3-3】新たな資源化の推進

2Rの取組を推進する中で、発生する資源化可能なごみについては、適切な分別を徹底し、民間リサイクルルートを活用など多様な資源回収システムの構築などに取り組み、**更なる資源化（リサイクル）を推進**していきます。

1. 計画の基本理念及び基本方針（3）基本方針④

基本方針④ 適正な処理の推進

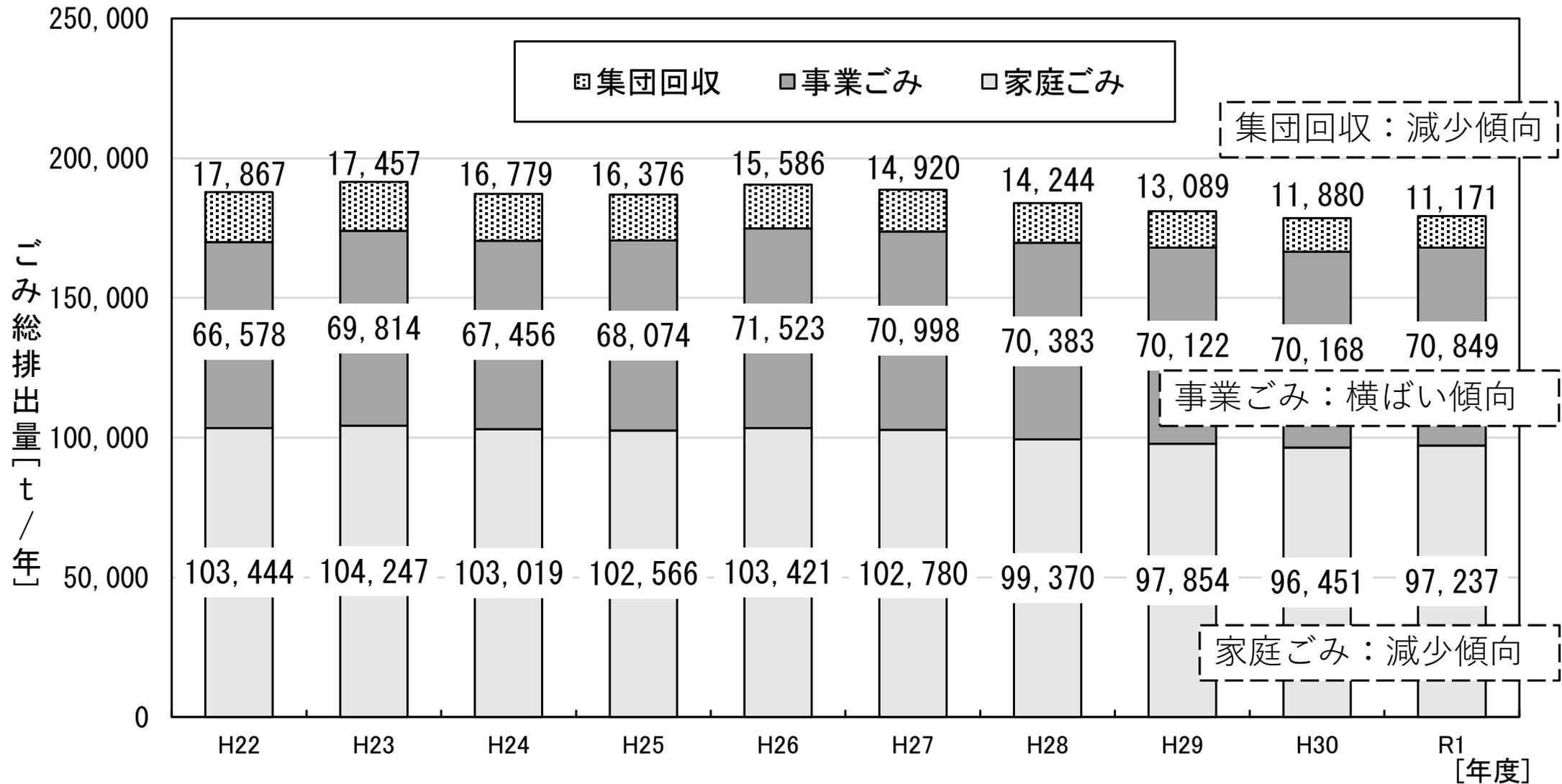
【基本施策4-1】 収集・運搬体制の整備推進

【基本施策4-2】 処理・処分施設の整備及び維持管理の整備推進

【基本施策4-3】 適正処理の推進

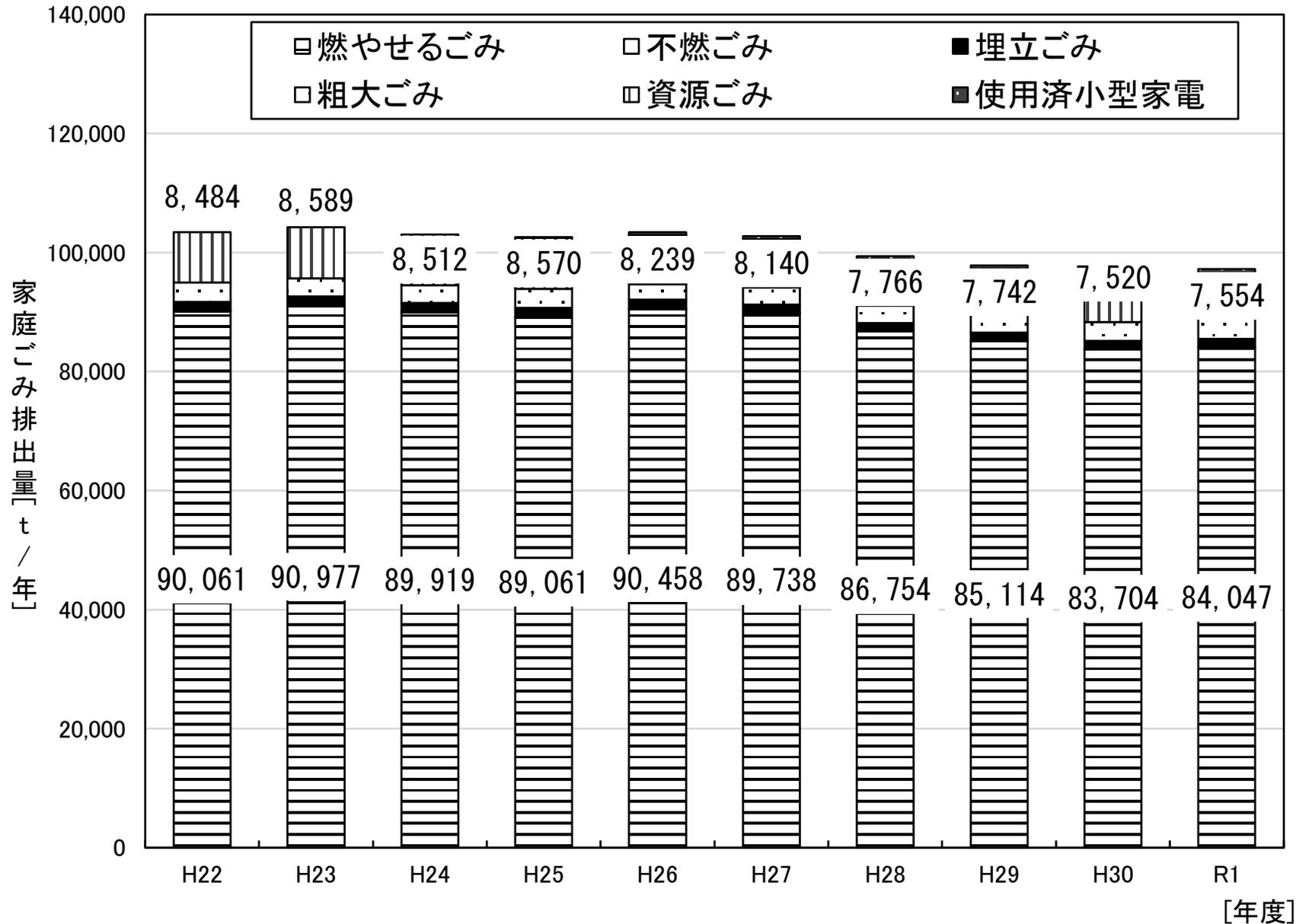
やむを得ず排出されたごみについては、焼却・資源化等の適正な処理を行うことにより最終処分量の最小化を図るとともに、焼却余熱を利用したエネルギーの効率的な回収による温室効果ガス排出量の削減など環境負荷の低減に努めます。

2. ごみ処理の現状（1）ごみ総排出量



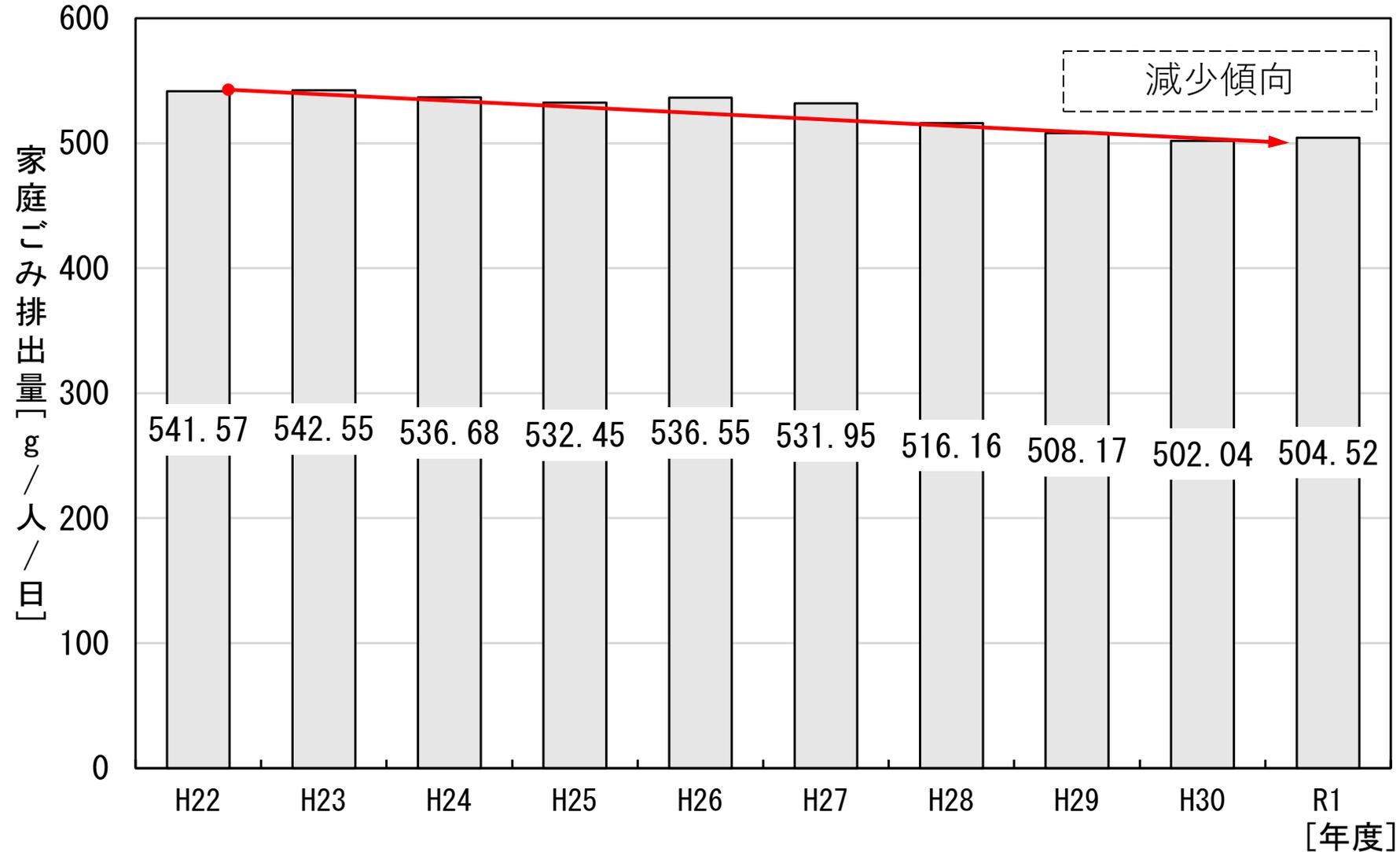
全体的に減少傾向

2. ごみ処理の現状（2）家庭ごみ①（総量）



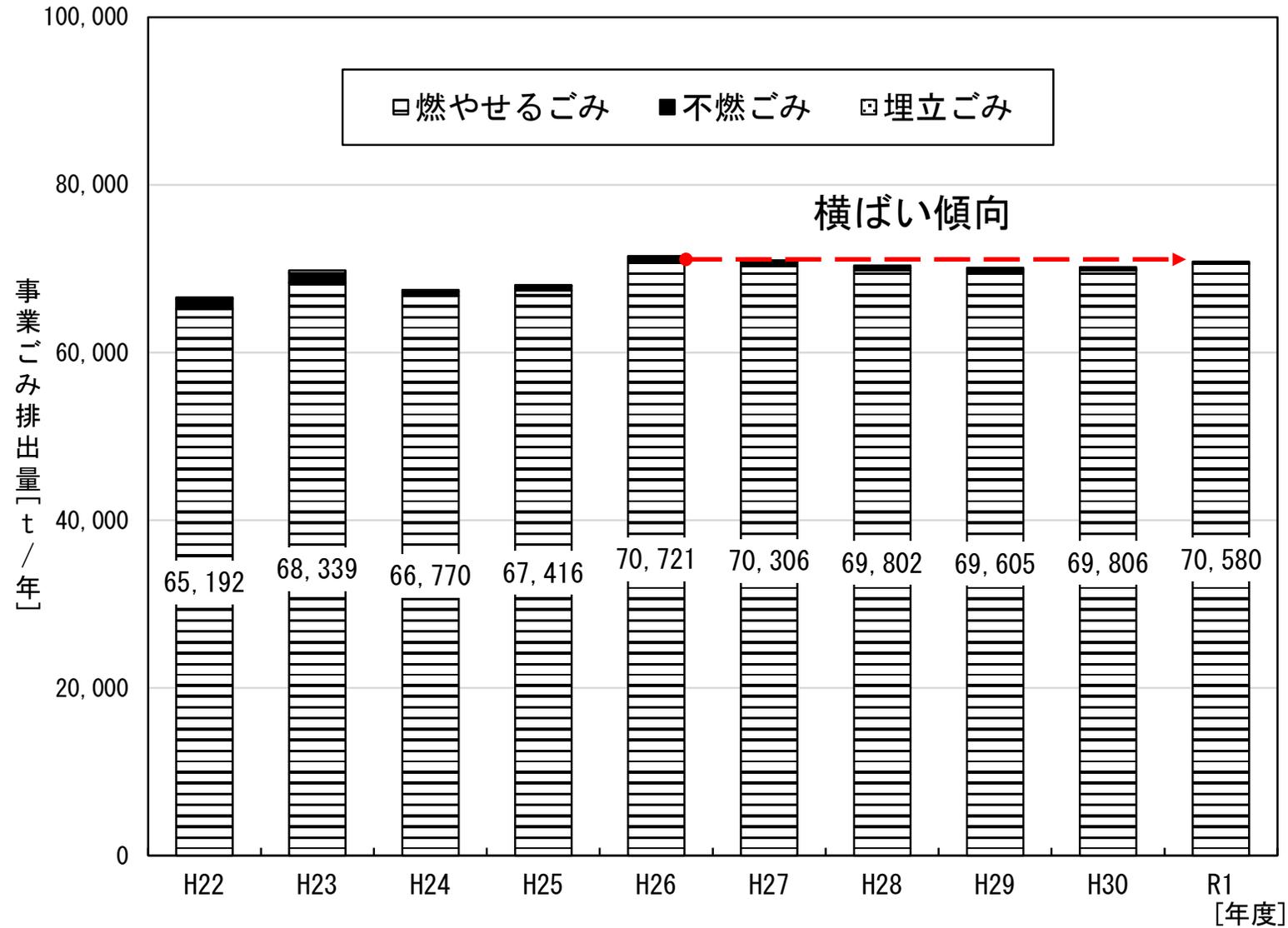
- 過去10年間で約6%減少
- 不燃ごみ（▲53%）資源ごみ（▲11%）の減少割合が高い。
- 粗大ごみは5%増加

2. ごみ処理の現状（2）家庭ごみ②（原単位）



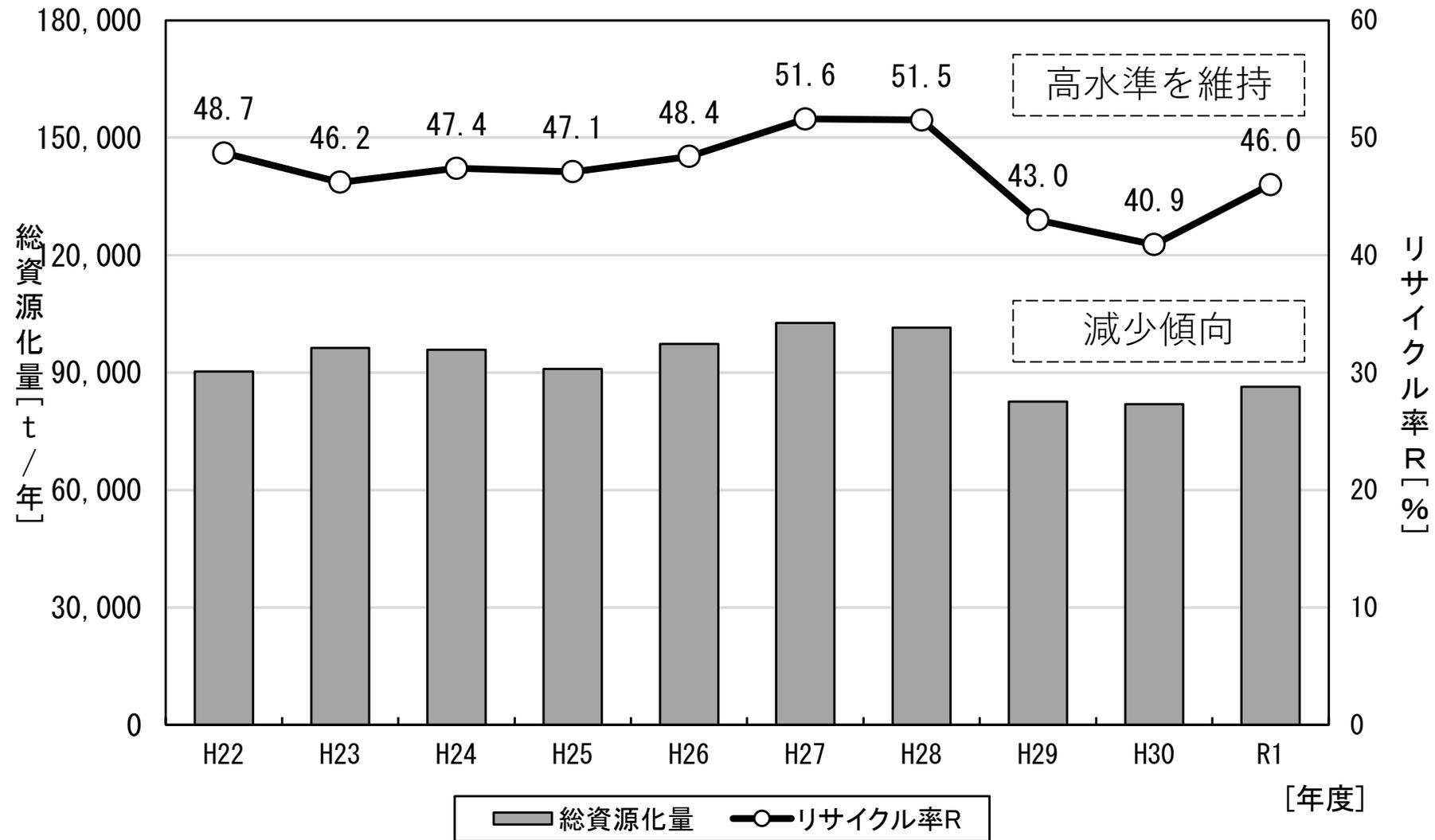
過去10年間で約7%減少

2. ごみ処理の現状（3）事業ごみ



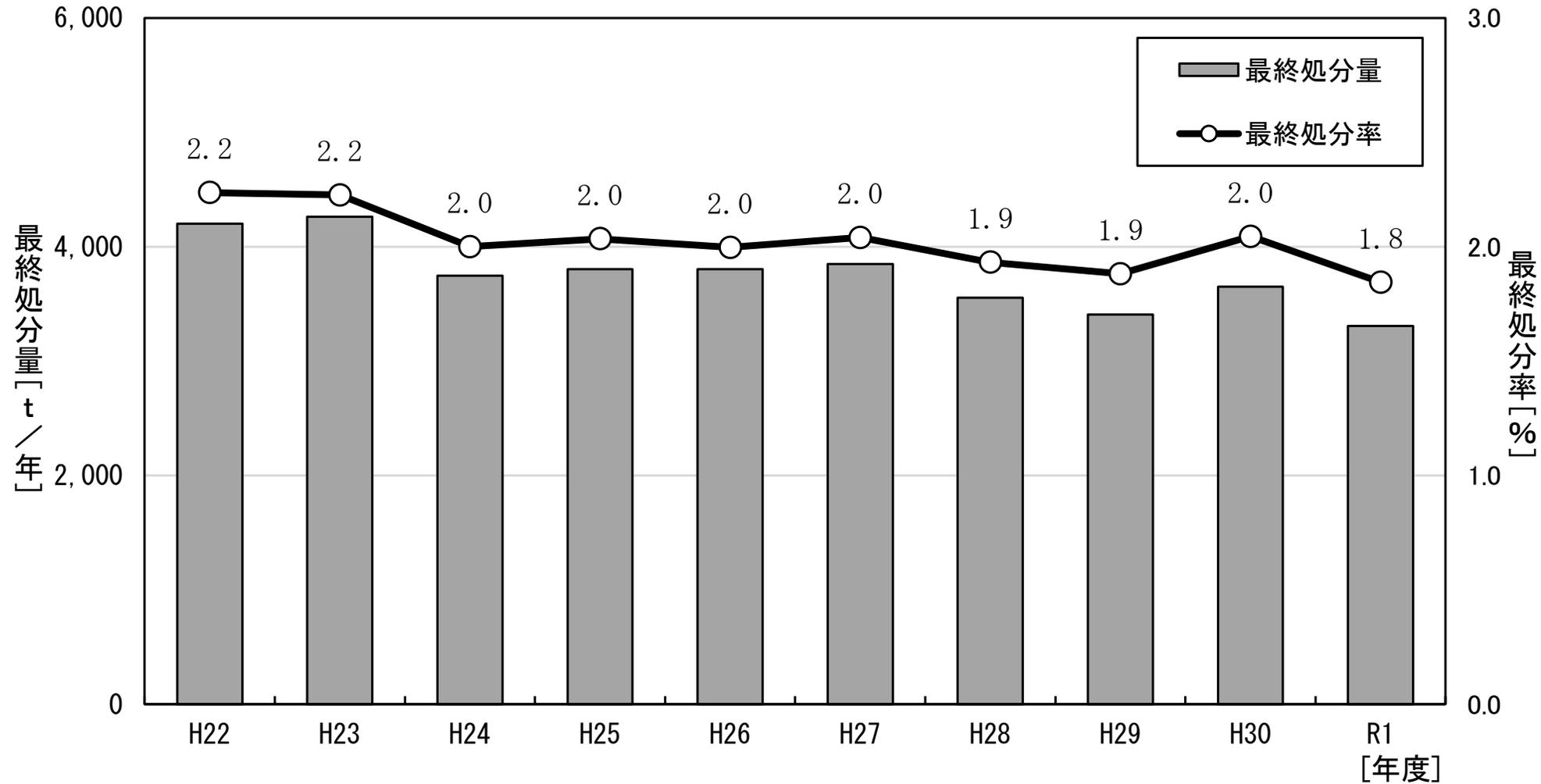
H26年度以降横ばい状態

2. ごみ処理の現状（4）リサイクル率



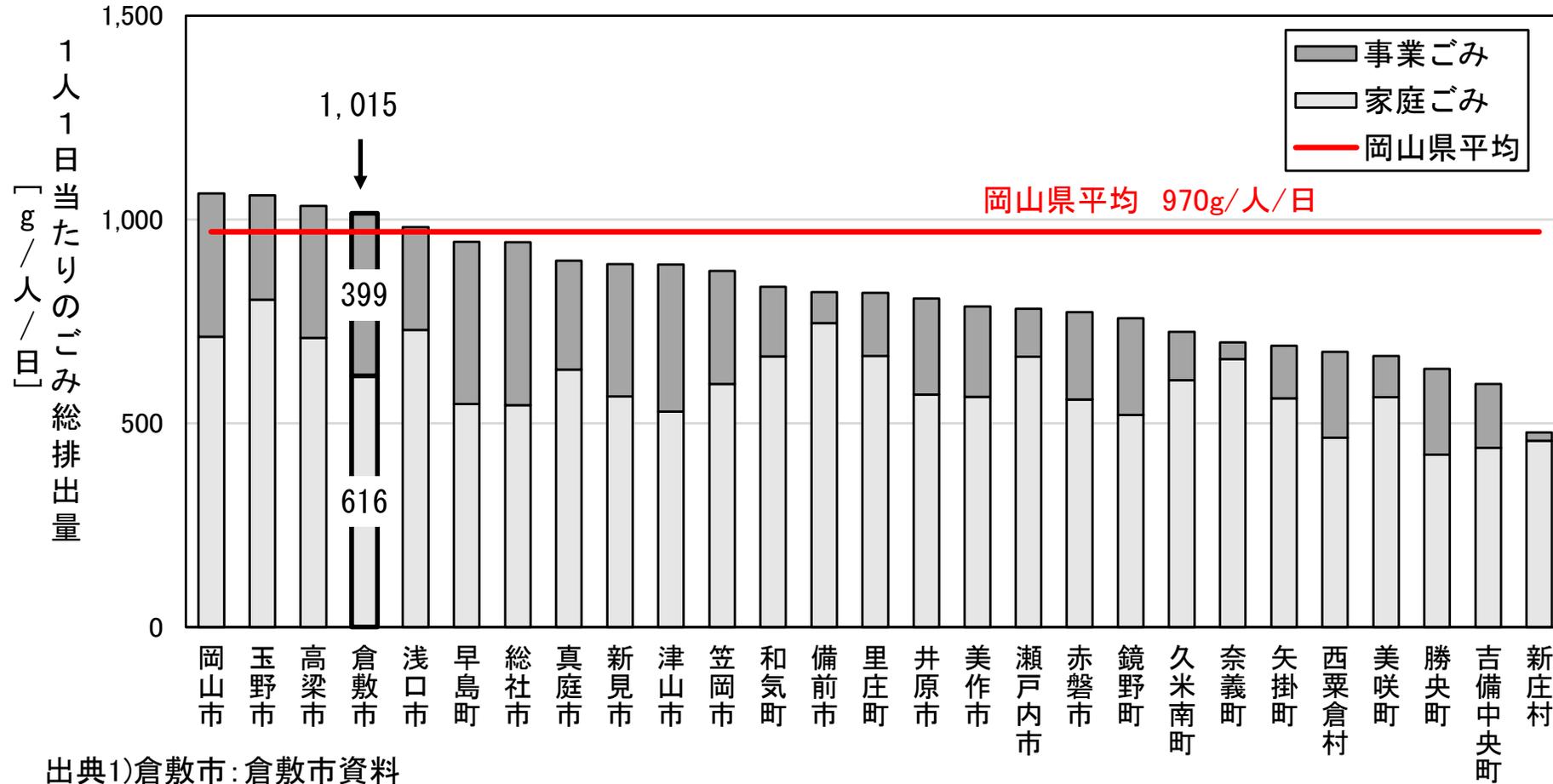
資源化量は減少傾向、資源化率は高水準を維持

2. ごみ処理の現状（5）最終処分量・率



最終処分率は約2.0%と低水準で推移

2. ごみ処理の現状 (6) 県内の位置付け (1人1日あたり排出量)



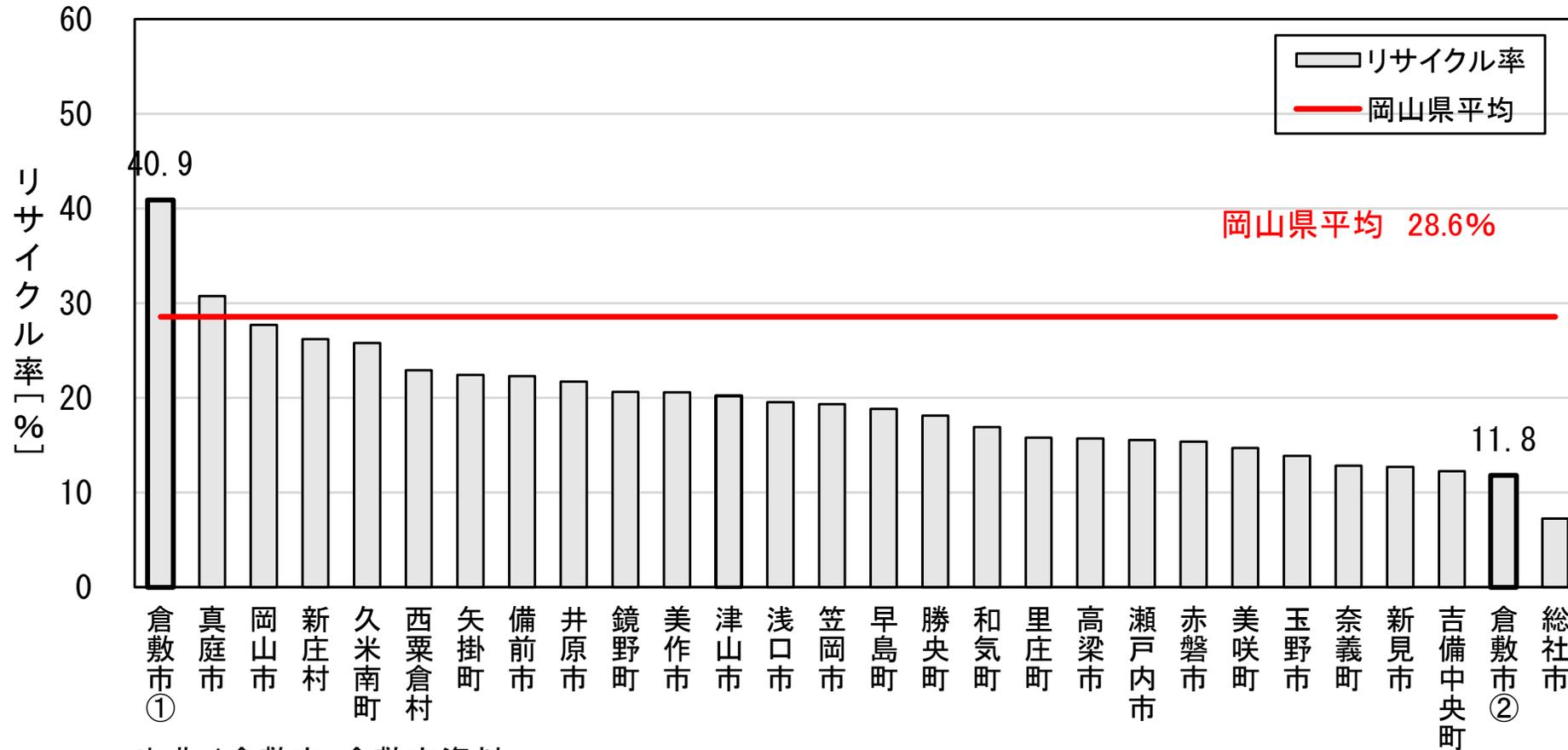
出典1)倉敷市:倉敷市資料

出典2)倉敷市以外:平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

○県内平均より多い。

○岡山市、玉野市、高梁市に続いて県内4番目に多い

2. ごみ処理の現状 (7) 県内の位置付け (リサイクル率)



出典1)倉敷市:倉敷市資料

出典2)倉敷市以外:平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注)倉敷市①:ガス化溶解分を含む、倉敷市②:ガス化溶解分を除く

- 県内で最も高い。
- ガス化溶解分を除くと下から2番目

3. 目標達成状況 (1) 現計画目標値達成状況

指 標	前・一般廃棄物処理基本計画 (平成27年2月策定)		現状	
	中間年度数値目標 2024年度 (令和6年度)	最終年度数値目標 2029年度 (令和11年度)	2019年度 (令和元年度)	
1人1日当たり家庭ごみ排出量 (集団回収及び資源ごみを除く)	469g/人/日	469g/人/日	509g/人/日	未達成
事業ごみ排出量	58,948t/年	58,948t/年	70,849t/年	未達成
リサイクル率	50%以上	50%以上	46.0%(11.4%)	未達成
最終処分率	2%台を維持	2%台を維持	1.8%	達 成

出典：倉敷市一般廃棄物処理基本計画(倉敷市、平成27年2月)

注1)家庭ごみ排出量は、集団回収及び資源ごみを除く排出量

注2)リサイクル率の現状の数値は、ガス化溶融含むリサイクル率(ガス化溶融除くリサイクル率)

注3)ガス溶融を含むリサイクル率＝総資源化量/(総処理量＋集団回収量)

総資源化量＝直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量

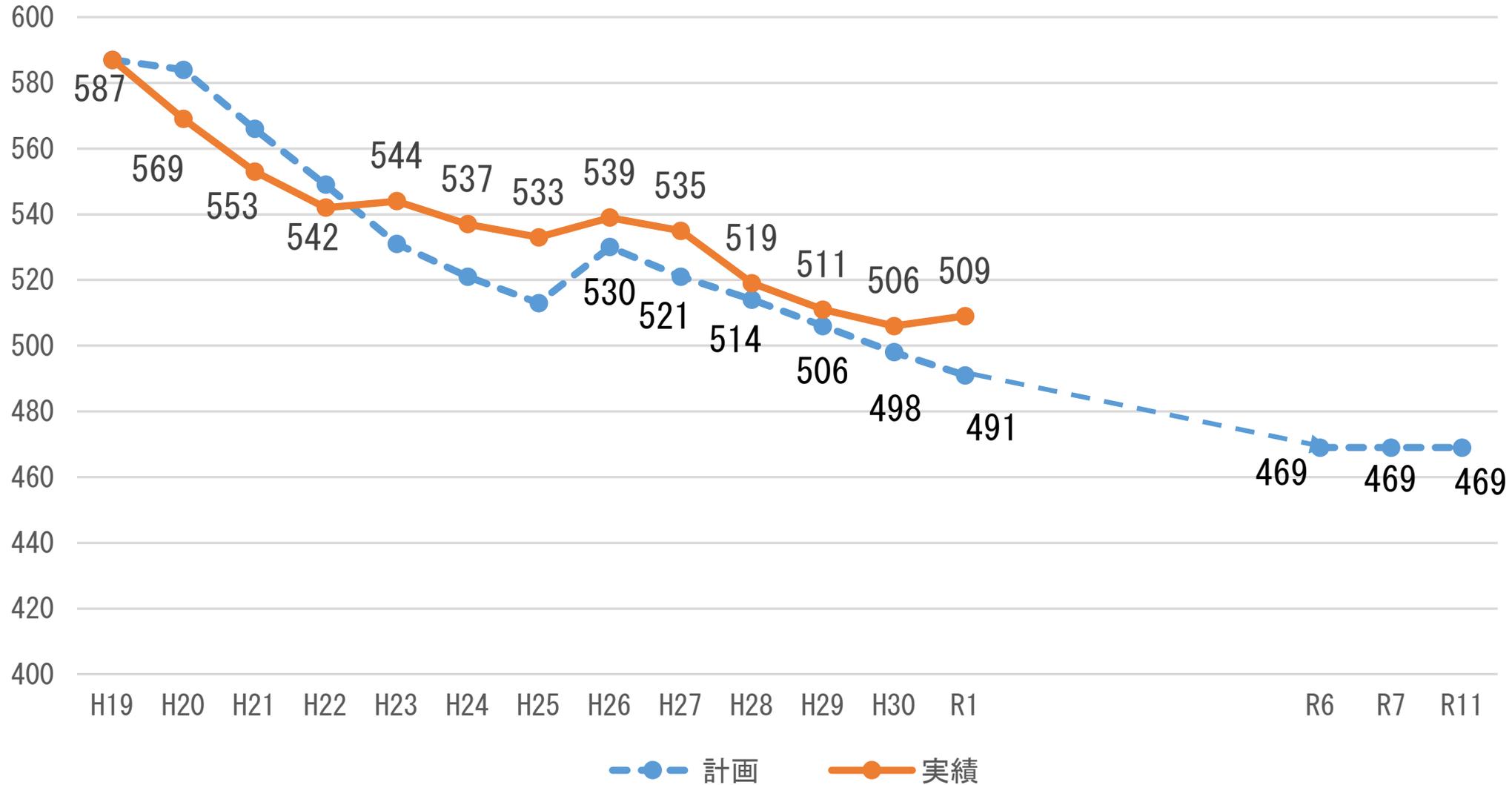
注4)ガス溶融を除くリサイクル率＝総資源化量/ごみ総排出量

**1人1日当たり家庭ごみ排出量
目標比約109%、事業ごみ排出
量120%、リサクルル率▲4%、
最終処分率は目標達成**

3. 目標達成状況（2）くらしキック20達成状況①

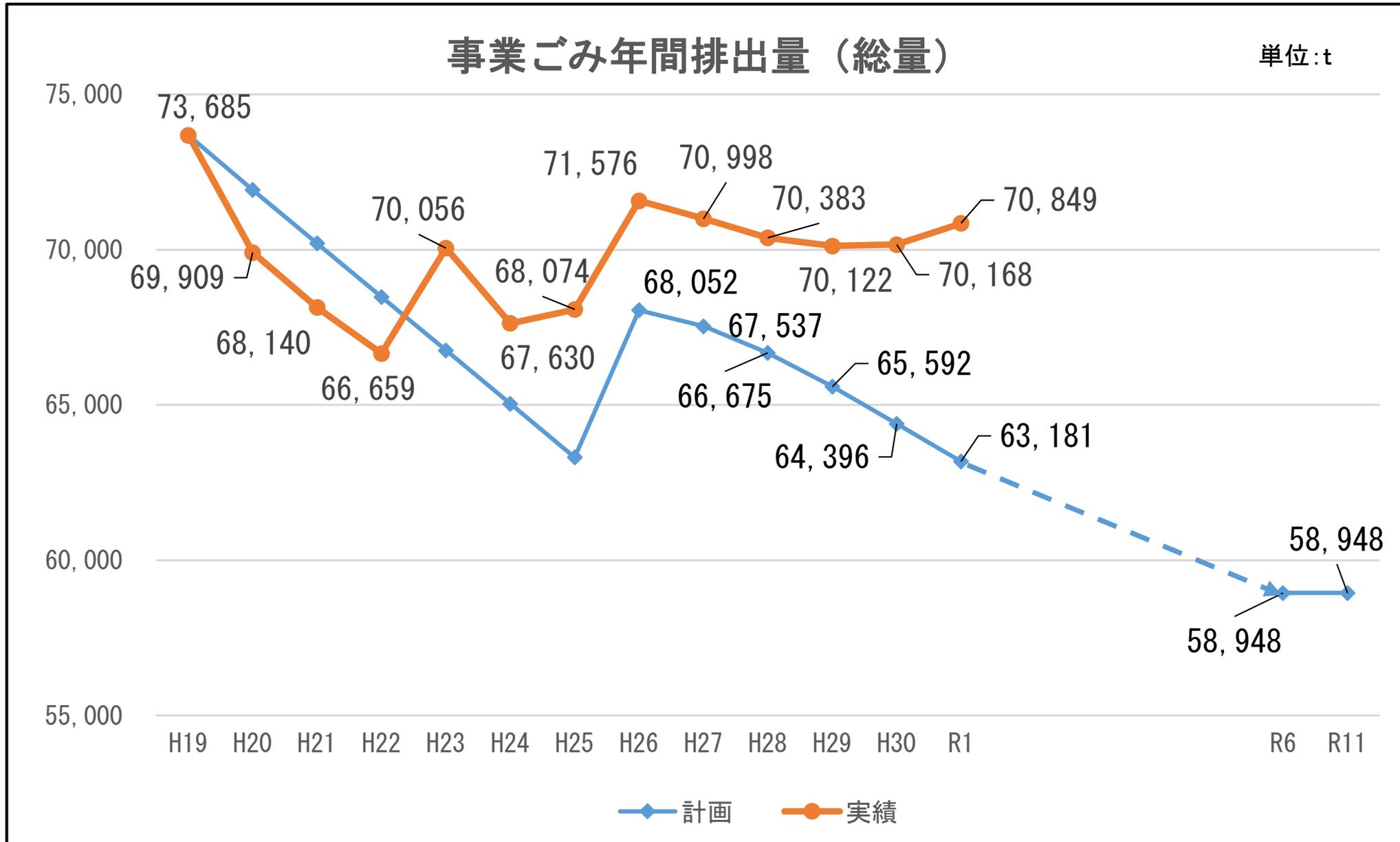
家庭ごみ排出量（1人1日当たり）

単位：グラム



未達成

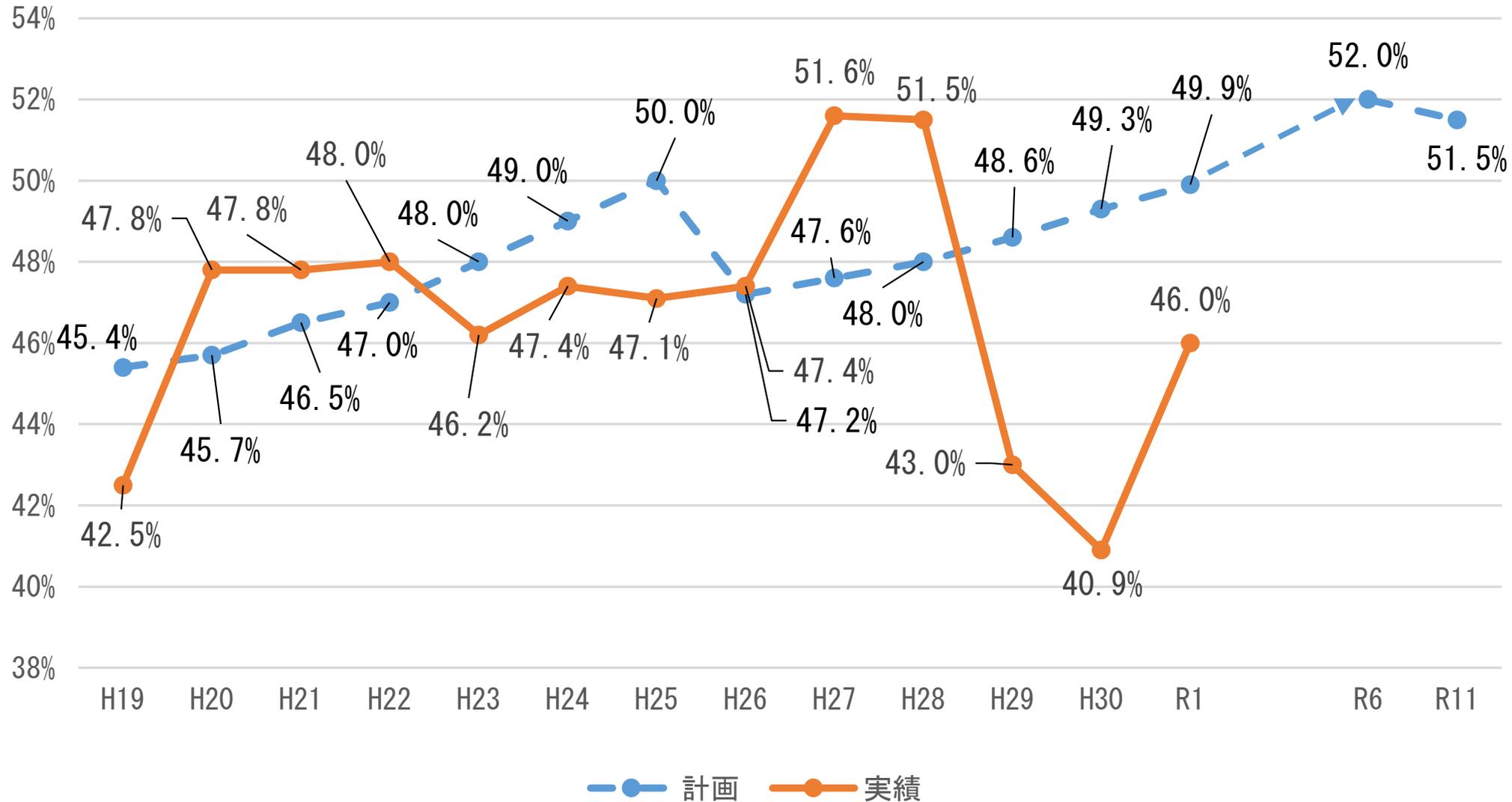
3. 目標達成状況（2）くらしキック20達成状況②



未達成

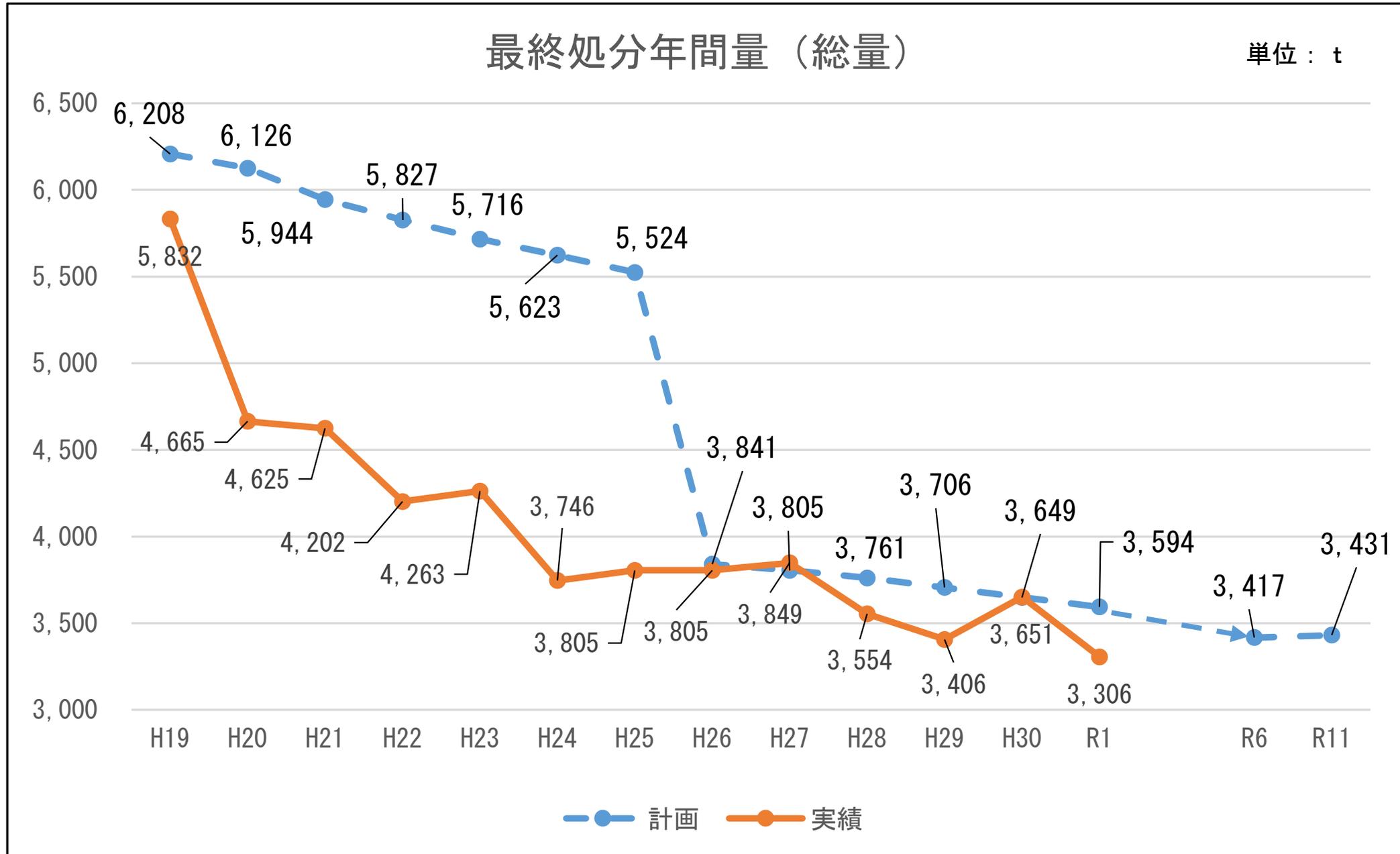
3. 目標達成状況 (2) くらしキック20達成状況③

リサイクル率 くらしキック20進捗



未達成

3. 目標達成状況（2）くらしキック20達成状況④



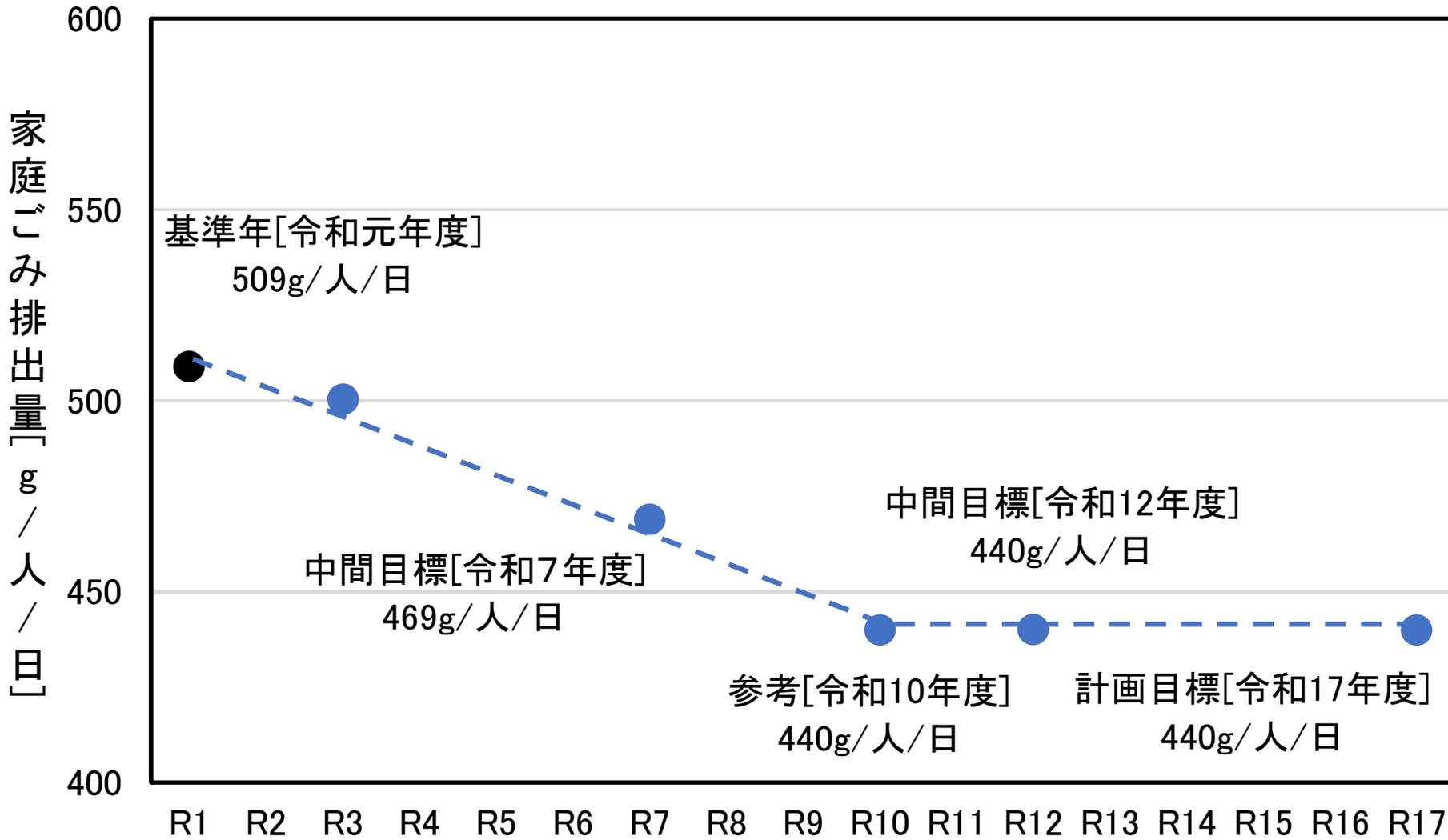
達成

4. 目標設定（1）基本設定

第四次循環型社会推進基本計画（本素案53頁）

くらしキック20を考慮して設定

4. 目標設定 (1) 家庭ごみ (原単位)

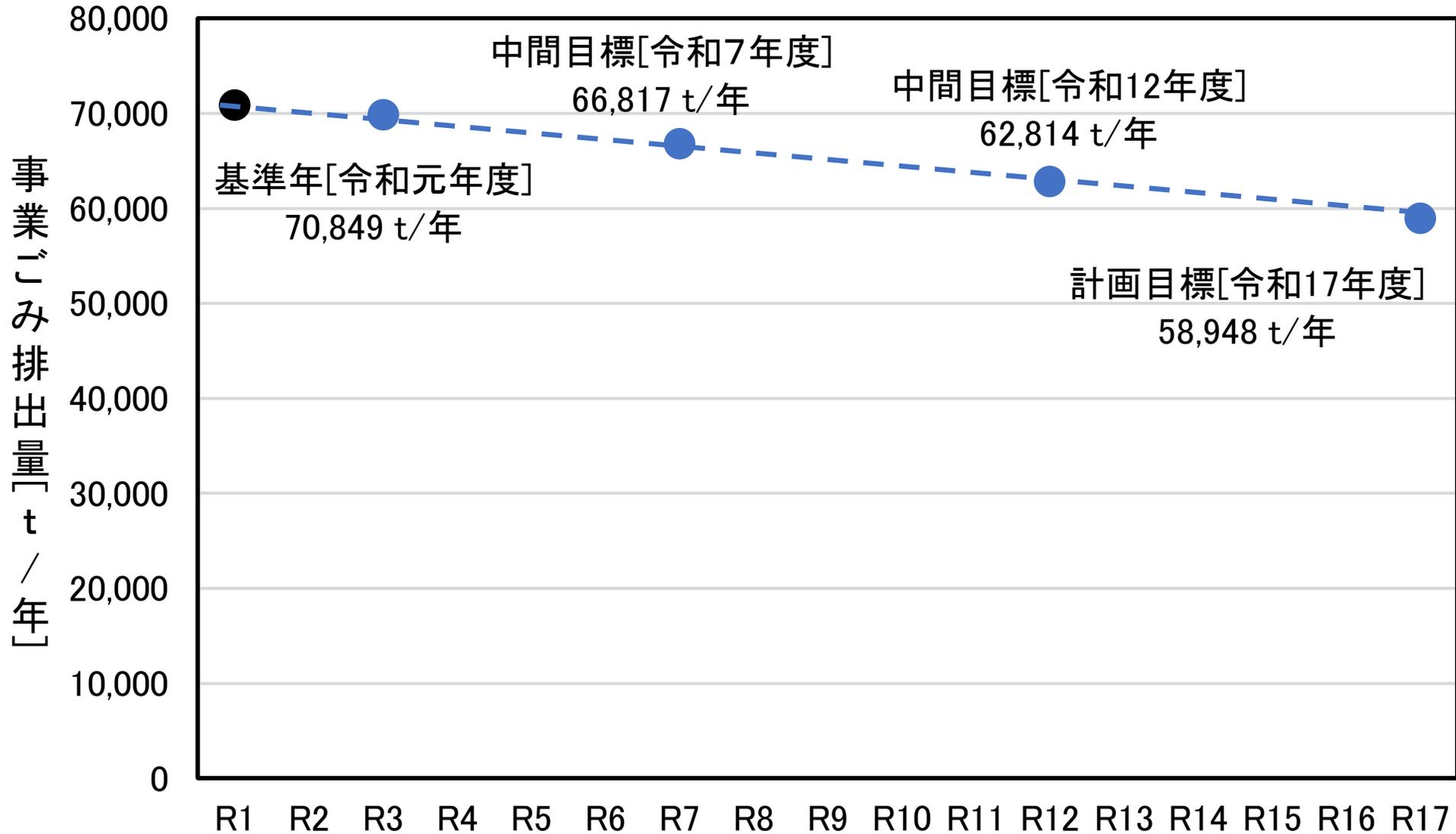


令和7年度469g/人/日
(くらしキック20)

令和10年度440g/人/日
(国の目標値)
以降は、440g/人/日
を維持

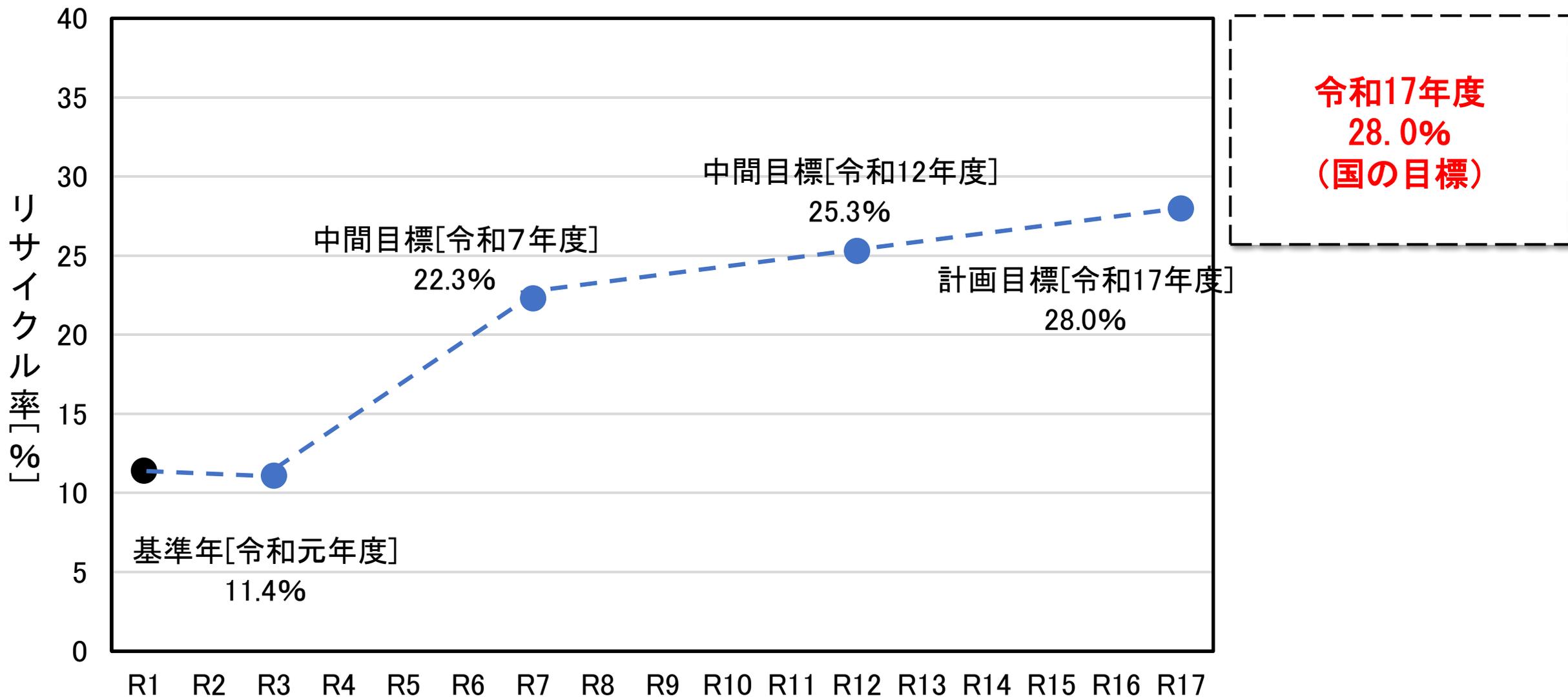
注)家庭ごみ排出量は資源ごみを除く

4. 目標設定 (2) 事業ごみ



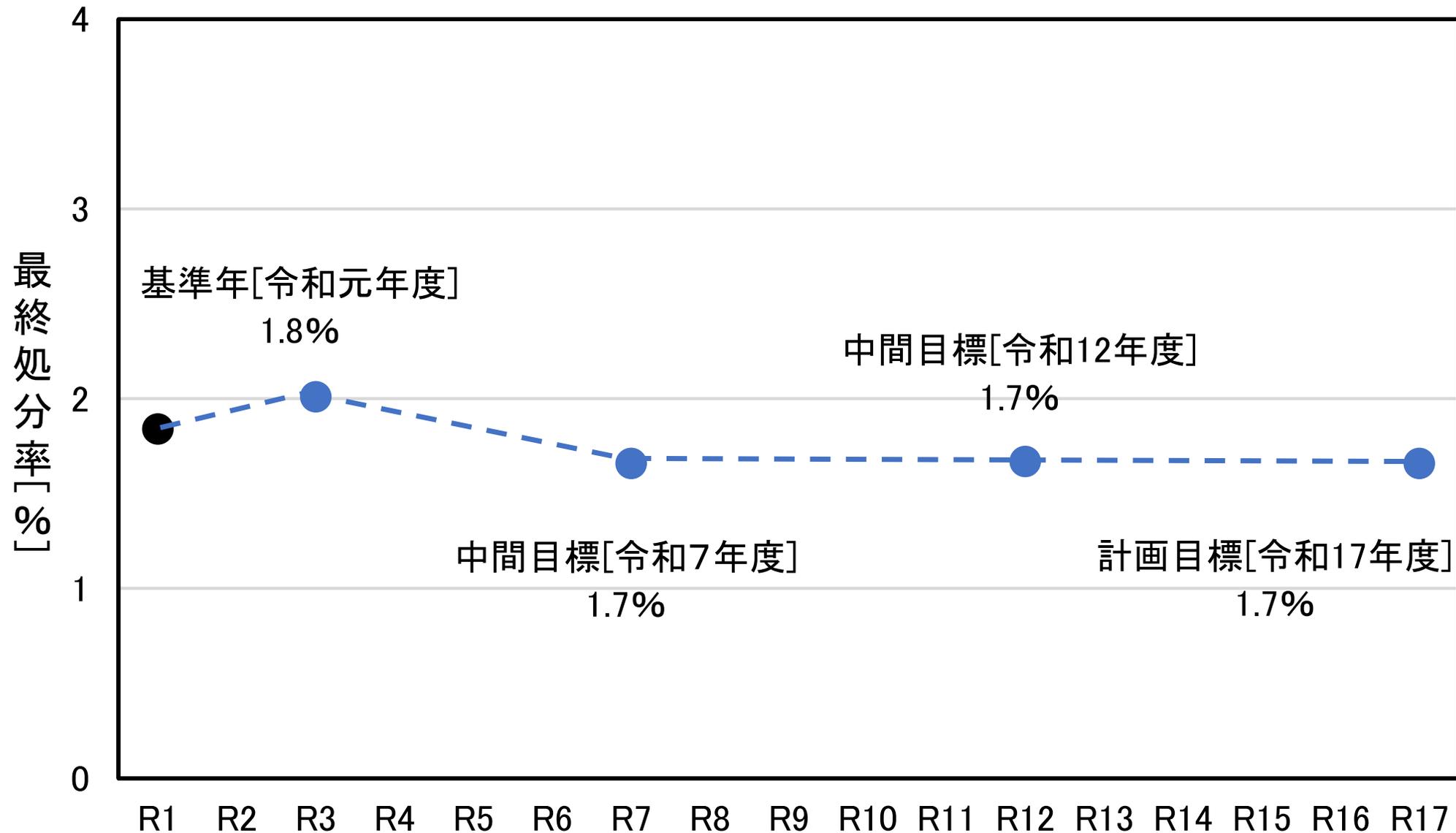
令和17年度
58,948 t /年
(くらしキック20)

4. 目標設定 (3) リサイクル率



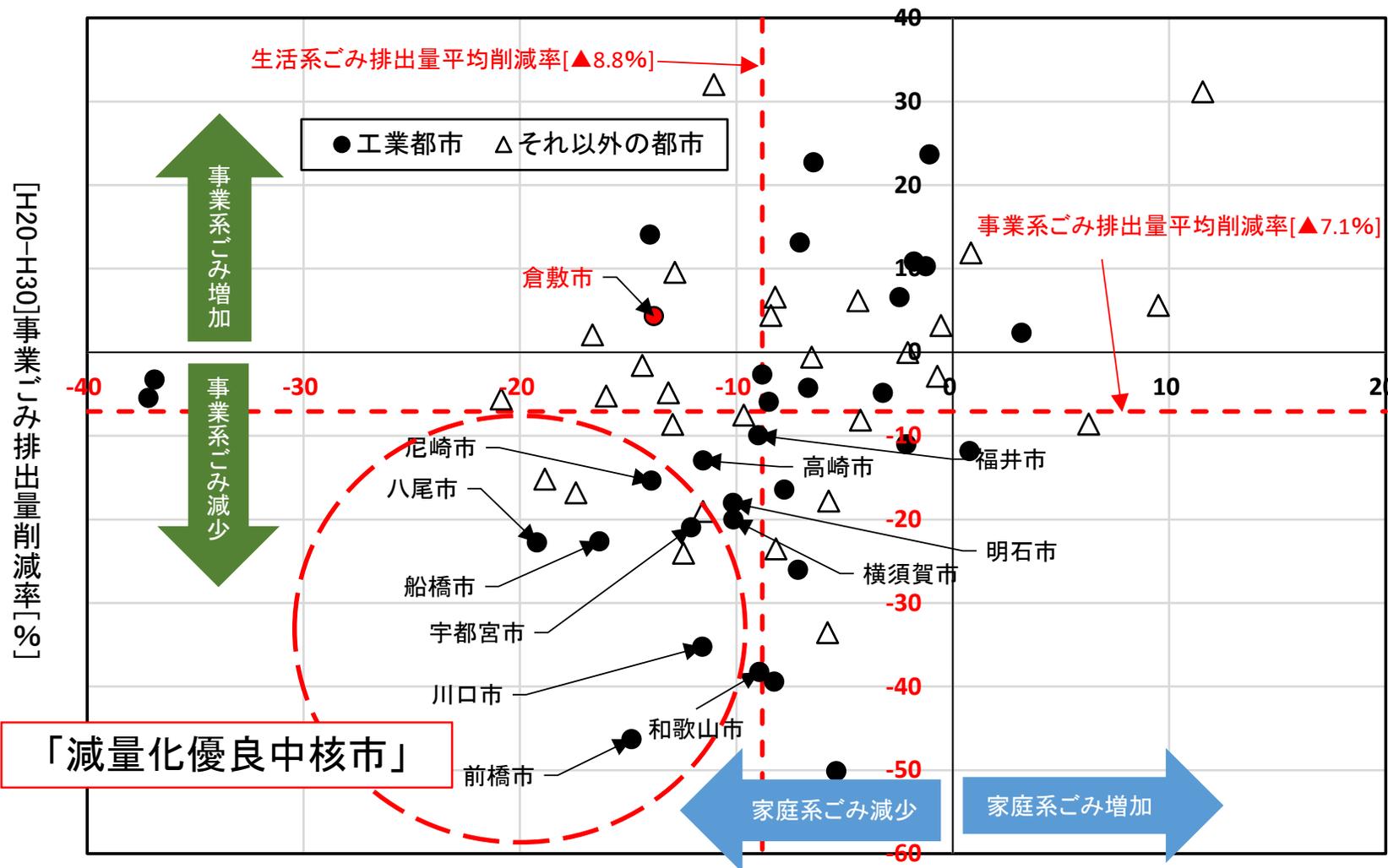
注)リサイクル率は、ガス化溶融分を除く

4. 目標設定（4）最終処分率



今後
1%台以下を持續

5. 施策の体系（1）中核市の施策分析



「減量化優良中核市 11都市」
 （本市と同様の工業都市）
 宇都宮市、前橋市、高崎市、
 川口市、船橋市、横須賀市、
 福井市、八尾市、尼崎市、
 明石市、和歌山市

「減量化優良中核市」

[H20-H30]生活ごみ排出量(資源ごみ・集団回収除く)削減率[%]

出典：一般廃棄物実態調査結果(環境省)

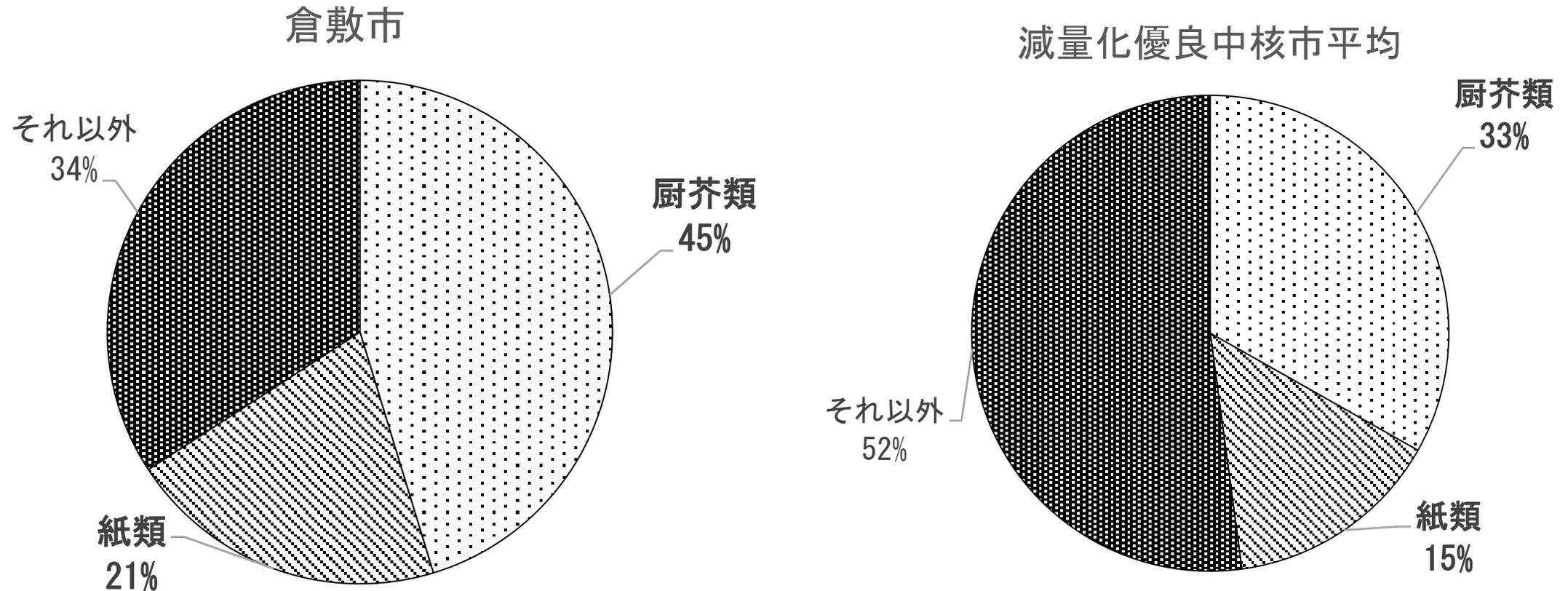
注)排出量削減率：生活系ごみ、事業系ごみともに、H20～H30年度の1人1日当たり排出量の削減率

5. 施策の体系（2）優良中核市の施策（リデュース・リユース）

施策区分		施策内容	採用都市数		
排出抑制・発生抑制の推進（なるべく「ごみ」として排出しない）	共通施策	生ごみ減量化の推進	生ごみの堆肥化・リサイクル業者の育成、仕組みづくり	4	
		不法投棄対策の徹底	不法投棄監視ウィーク等のパトロール、イベントの開催	3	
		美しいまちづくりの推進		5	
	家庭ごみ	発生抑制（リデュース）の促進	レジ袋の削減、レジ袋無料配布の中止	8	
			簡易包装の推進	9	
			エコ製品の取扱拡大	4	
			使い捨て商品の使用抑制	6	
		再使用（リユース）の促進	マイバック、マイボトル、マイ箸等の普及・促進	9	
			リユースカップ等のリユース品の普及・利用促進	5	
			フリーマーケット、バザー等2Rイベント開催情報の提供	5	
			リユース促進イベントの開催・開催支援	5	
			民間事業者の情報提供等による不用品リユースの促進	4	
			リユースを促進するためのエコクッキング、エコメニューの取組	3	
			リサイクルプラザ等での古着・古布等のリユース	3	
			粗大ごみの再生品の販売等	3	
			生ごみの発生抑制の推進	3キリ運動（水キリ、食べキリ、使いキリ）	11
		生ごみ処理機等購入費補助金制度の推進・拡充		6	
		生ごみ処理機等の普及啓発活動の実施		5	
		事業ごみ	経済的手法の検討	直接搬入ごみ、粗大ごみの有料制導入、処理料金の見直し検討	4
				有料指定ごみ袋制の導入検討	8
	発生抑制（リデュース）の促進		エコショップ、優良店表彰制度等の実施	6	
			事業者による廃プラスチックの使用削減、消費者へ提供する使い捨てプラスチックの	3	
			事業者による廃プラスチック類等の自主回収（白色トレイ等の店頭回収）	5	
			レジ袋削減事業者との連携	3	
	生ごみの発生抑制の推進		食べキリ協力店制度による生ごみ減量・食品ロスの削減	5	
	再使用（リユース）の促進		事業者による製品の修理・部品交換の働きかけによる長期使用	3	
	排出管理、指導の徹底		廃棄物減量化等計画書の提出による指導の強化	5	
経済的手法の検討	事業系ごみ処理手数料の見直し検討		6		
	有料指定ごみ袋制の導入検討	4			

出典：各中核市の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

5. 施策の体系（3）本市と優良中核市の比較



減量化優良中核市平均と比較して厨芥類と紙類の割合が高い

5. 施策の体系（4）本市の施策体系 新規施策①

【基本施策1-1「情報共有の推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
食品ロス削減対策の啓発	食品ロス削減への国の取組等（30・10運動等）を広く発信するとともに、関連部署との情報を共有し、連携していく。	新規・重点
災害廃棄物の平時からの啓発	大規模災害からの復旧・復興への第一歩となる災害廃棄物の処理を迅速に行うことができるように、災害廃棄物処理ハンドブック等を活用して平時から災害に備える意識啓発を行う。	新規・重点
SDG s 推進のための情報発信	令和2年度に「SDG s 未来都市」及び「自治体SDG s モデル事業」に選定され、2030年のSDG s 達成に向けて、本市の環境分野の取組を進めるための情報発信を行う。	新規・重点

5. 施策の体系（4）本市の施策体系 新規施策②

【基本施策1-2「環境教育の推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
環境ツールの作成	家庭でできるごみ減量化を目的とした環境家計簿などの環境ツールの作成、公表することで、市民一人ひとりが家庭や学校などで実施できる個別減量目標に向けた取組みの推進を図る。	新規・重点
3 R 推進優良事業者認定制度の創設	3 Rに関する取組（マイバッグ・マイ箸運動含む）を積極的に行っている市内の事業所を「3 R推進優良事業者」として認定し、市のホームページや広報紙などで公表することで、事業者の3 Rへの取組を促進させる。	新規・重点

5. 施策の体系（4）

本市の施策体系新規施策③

【基本施策2-1「発生抑制・排出抑制の推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
3キリ運動（水キリ、食べキリ、使いキリ）の推進	水キリ、食べキリ、使いキリの啓発パンフレットの作成や出前講座で3キリ運動を啓発することにより、生ごみの発生抑制を推進し、食品残渣の減量化を図る。	新規・重点
食品ロスモニタリング調査の実施	ごみ組成分析調査を拡充して、食品ロス削減対策に活用する。	新規・重点
3Rの体験モニター募集	3Rの施策について、モニターを募集し、市のホームページや広報紙などを通して、市民の体験の声を公表し、ごみの排出抑制の推進を図る。	新規

【基本施策2-2「再使用の推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
3R推進優良事業者認定制度の創設（再掲）	3Rに関する取組（マイバッグ・マイ箸運動含む）を積極的に行っている市内の事業所を「3R推進優良事業者」として認定し、市のホームページや広報紙などで公表することで、事業者の3Rへの取組を促進させる。	新規・重点

5. 施策の体系（4）本市の施策体系 新規施策④

【基本施策3-3「新たな資源化の推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
3 Rの体験モニター募集（再掲）	3 Rの施策について、モニターを募集し、市のホームページや広報紙などを通して、市民の体験の声を公表し、ごみの排出抑制の推進を図る。	新規
生ごみ減量化・資源化に取り組む事業者の支援	事業ごみ中の生ごみの減量化を図るため、大量排出事業者の他、商店街やビル単位を対象として、事業系大型生ごみ処理機の導入への助成に向けたモデル事業を実施する。	新規

5. 施策の体系（4）本市の施策体系 新規施策④

【基本施策4-1「収集・運搬体制の整備推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
事業系一般廃棄物の収集運搬業許可の見直しの検討	事業系一般廃棄物の収集運搬体制について、民間事業者を活用した処理を継続しており、ごみの量に応じた最適で持続可能な収集運搬体制となるよう許可の見直しを検討する。	新規・重点

【基本施策4-2「処理・処分施設の整備及び維持管理の整備推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
中間処理施設の整備	令和7年度の稼働に向けて、（仮称）倉敷西部クリーンセンターの整備を進める。併せて、水島清掃工場の整備方針についても検討する。	新規・重点

5. 施策の体系（4）本市の施策体系 新規施策④

【基本施策4-3「適正処理の推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
海洋プラスチックごみ対策の推進	「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」に基づき、ボランティア等により回収されたごみの処理や発生抑制に向けた普及啓発を行い、陸域からのプラスチックごみ流出の防止を推進する。	新規・重点
災害廃棄物への対応	今後起こり得る様々な災害時に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の確保や事業者との地域内における協力体制の構築など、収集から処理までの一貫した体制を整備する。	新規・重点
一般廃棄物会計基準の導入	国の一般廃棄物会計基準を導入して、一般廃棄物処理に関する事業について、コスト分析及び評価を行い、効率的な運営の推進を図る。	新規
環境保全協力金制度の創設	市民の環境保全意識の高まりを受け、市外から流入する一般廃棄物による環境保全リスクに対する応分の負担を求め、さらに一般廃棄物の自区内処理の原則における市内への搬入量の抑制を図り、市内における一般廃棄物処理施設の乱立を防ぐとともに、最終処分場の容量を確保する目的で環境保全協力金制度の創設を検討する。納入された協力金は本市の環境保全に対する施策の財源に充てることにより、市民の生活環境の向上を図っていく。	新規

6. 収集運搬計画（1）真備地区以外の地区

倉敷市(真備地区の除く)の分別区分(5種14分別収集)

分別区分				収集方法	
大分類(5種)		小分類(14分類)			
1	燃やせるごみ	1	燃やせるごみ	ステーション収集	
2	資源ごみ	2	空き缶・金属類		
		3 4 5	びん類 蛍光管		無色透明のびん
					茶色のびん
					その他の色のびん
		6 7 8 9	古紙類		新聞紙・広告
					雑誌・雑紙
					ダンボール
					紙パック
		10	古布類		
		11	ペットボトル		ステーション収集・拠点回収
3	埋立ごみ	12	埋立ごみ	ステーション収集	
4	使用済乾電池	13	使用済乾電池		
5	粗大ごみ	14	粗大ごみ	戸別収集	

出典：令和元年度清掃事業概要(倉敷市)

注) 空き缶・金属類として収集しているスプレー缶は、今後は穴開 5種14分別を継続
けしないで分別収集することを検討する。

6. 収集運搬計画（2）真備地区

真備地区の分別区分(5種15分別収集)

分別区分				収集方法		
大分類(5種)		小分類(15分類)				
1	燃えるごみ	1	燃えるごみ	ステーション収集		
2	燃えないごみ	2	燃えないごみ			
3	資源ごみ	3	ペットボトル			
		4	白色トレイ			
		5	古布			
		6	空き缶			
		7	古紙類		7	新聞紙・広告
					8	雑誌・その他
					9	ダンボール
					10	紙パック
		11	びん類 蛍光管		11	無色透明のびん
					12	茶色のびん
					13	その他の色のびん
4	体温計・乾電池	14	体温計・乾電池			
5	自己搬入ごみ	15	粗大ごみ(使用済小型家電含む)・多量ごみ	自己搬入		

出典：令和元年度清掃事業概要(倉敷市)、家庭ごみの出し方[真備]

注) 空き缶・金属類として収集しているスプレー缶は、今後は穴開けしないで分別収集することを検討する

5種15分別を継続

【生活排水処理基本計画編】

7. 生活排水処理の現状（1）（処理形態別人口）

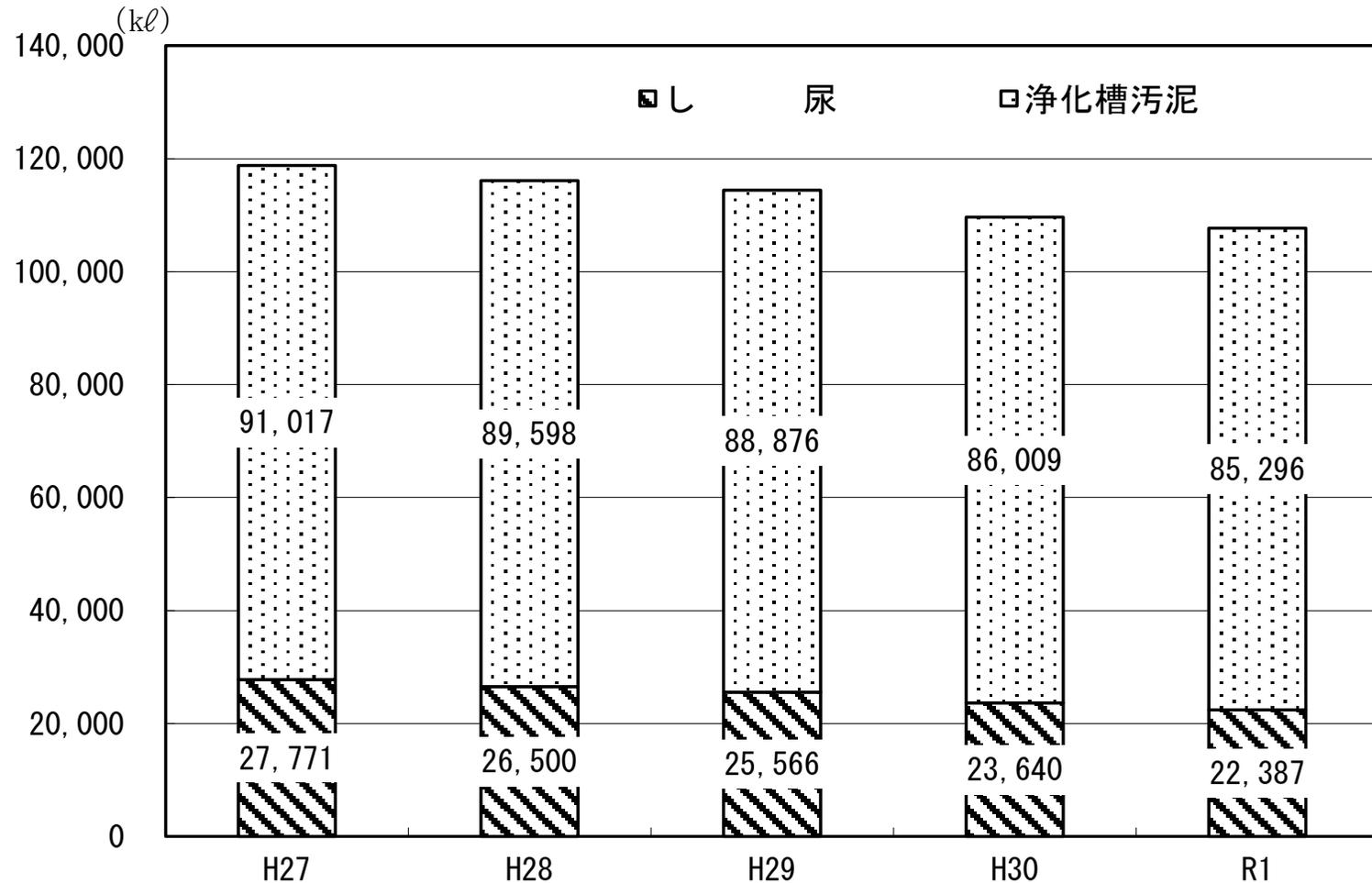
（単位：人、％）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
計画処理区域内人口	483,547	483,576	482,790	481,844	481,542
水洗化人口	455,459	456,807	457,380	458,191	459,167
浄化槽人口	114,713	110,862	106,818	102,271	99,330
下水道人口	339,559	344,779	349,398	354,786	358,957
農業集落排水人口	1,187	1,166	1,164	1,134	880
非水洗化人口	28,088	26,769	25,410	23,653	22,375
し尿収集人口	27,558	26,266	24,932	23,200	21,942
自家処理人口	530	503	478	453	433
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
水洗化率	94.2	94.5	94.7	95.1	95.4

※水洗化率＝水洗化人口÷計画処理区域内人口

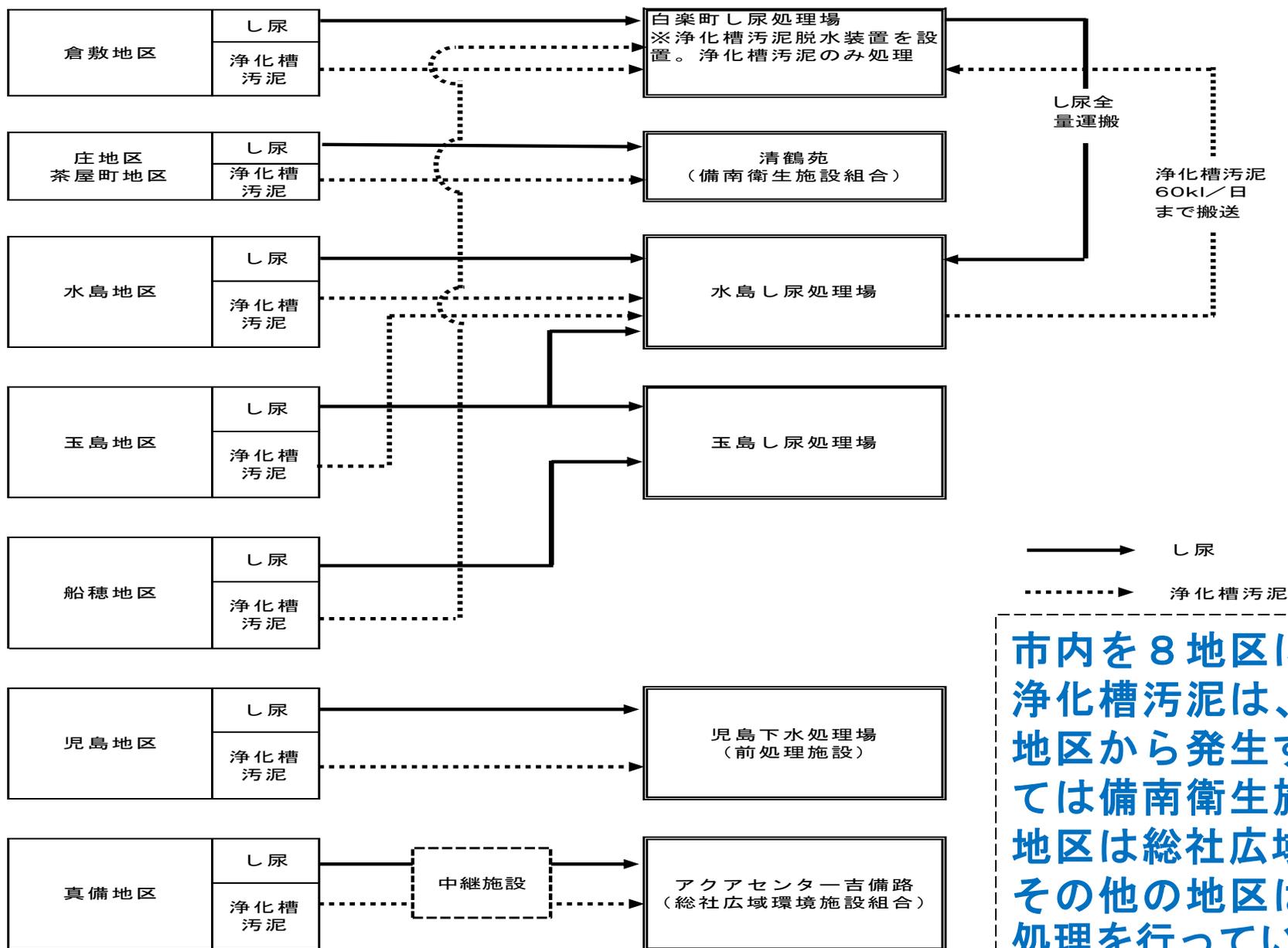
令和元年度の水洗化人口459,167人、非水洗化人口22,375人、水洗化率95.4%、公共下水道の普及に伴い、水洗化人口は増加し非水洗化人口は減少傾向にある。

7. 生活排水処理の現状（2）し尿・浄化槽汚泥発生量）



令和元年度のし尿発生量22,387 k L/年、浄化槽汚泥発生量85,296kL/年、し尿20.8%、浄化槽汚泥79.2%、いずれも減少傾向にある。

7. 生活排水処理の現状（3）



市内を8地区に区分し、し尿・浄化槽汚泥は、庄地区・茶屋町地区から発生するし尿等については備南衛生施設組合で、真備地区は総社広域環境施設組合で、その他の地区は市内4施設にて処理を行っています。

7. 生活排水処理の将来 (1) 処理形態別人口

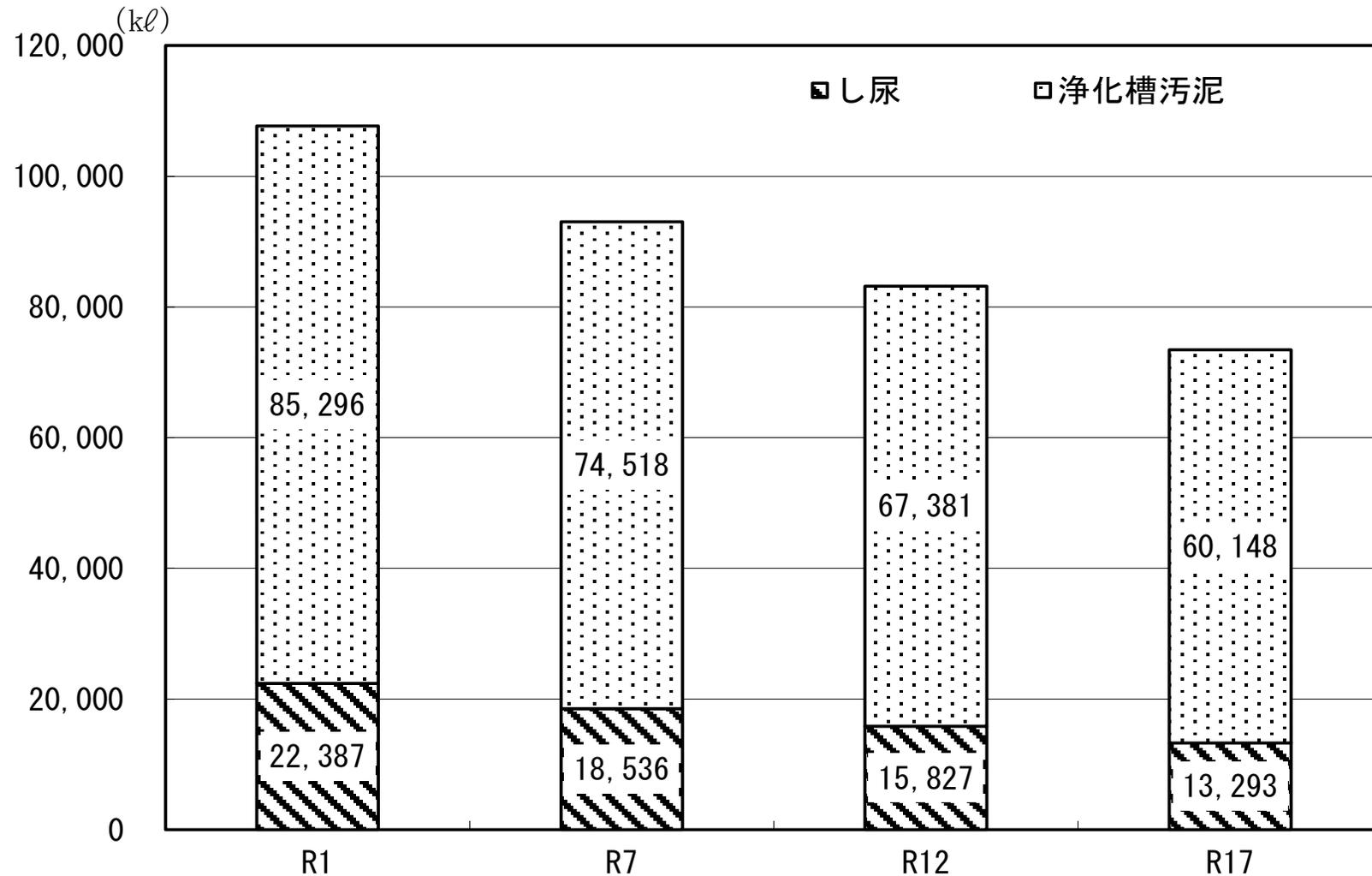
(単位：人)

	R1	R7	R12	R17
計画処理区域内人口	481,542	478,262	472,104	463,514
水洗化人口	459,167	459,723	456,344	450,348
浄化槽人口	99,330	88,945	82,054	75,016
下水道人口	358,957	369,915	373,441	374,502
農業集落排水人口	880	864	849	829
非水洗化人口	22,375	18,539	15,760	13,166
し尿収集人口	21,942	18,183	15,459	12,915
自家処理人口	433	356	301	251
計画処理区域内外人口	0	0	0	0
水洗化率	95.4%	96.1%	96.7%	97.2%

※水洗化率＝水洗化人口÷計画処理区域内人口

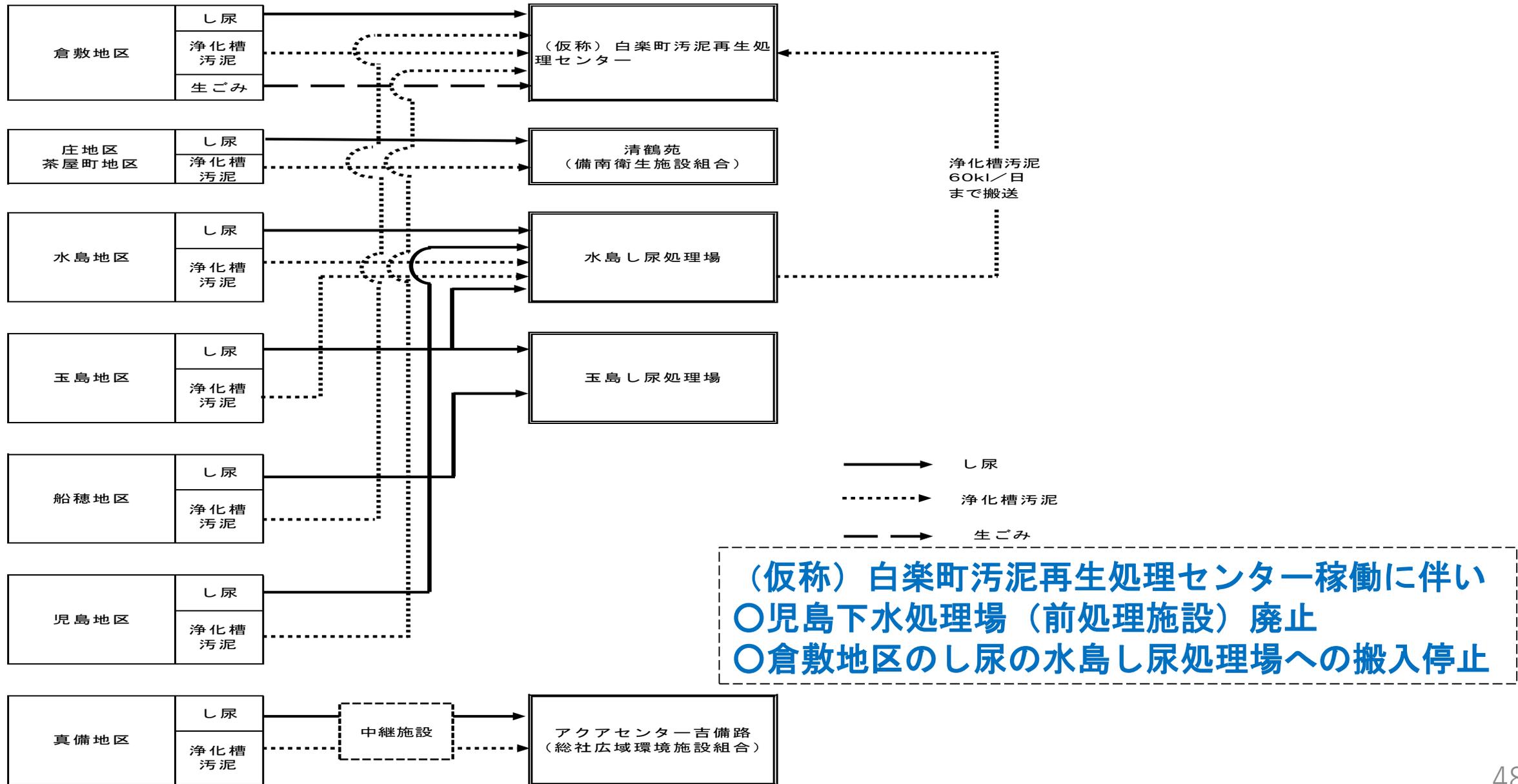
令和17年度の水洗化人口は450,348人、非水洗化人口は13,166人、水洗化率97.2%

7. 生活排水処理の将来（2）し尿・浄化槽汚泥発生量



令和17年度のし尿発生量13,293 k L/年、浄化槽汚泥発生量60,148kL/年、し尿18.0%、浄化槽汚泥82.0%

7. 生活排水処理の将来 (3)



ご清聴ありがとうございました